

危険ドラッグについて

健 康

通 信

常陸大宮済生会病院

薬剤科

高橋 昌也 先生

「危険ドラッグ」という名前を、ここ数年テレビなどの報道で耳にしたことがあるかもしれません。以前は「合法ドラッグ」「脱法ハーブ」などとして販売され、身体影響がなく安全であるかのように誤解されていました。

しかしそれら危険ドラッグの多くは、麻薬や覚醒剤によく似た合成薬物を植物片に混ぜたり、液体や粉末にしたりするなど、大変危険な薬物で、もちろん違法です。

また多くは、麻薬や覚醒剤の化学構造のほんの一部を変えたものであるため、「麻薬や覚醒剤ではない」とされてきました。しかし現在は、法の網が広がったため違法薬物であり、非常に危険な成分

が含まれています。それどころか、麻薬や覚醒剤以上に危険なことですらあります。

では、使用したらどうなるのでしょうか？

危険ドラッグの成分や含有量は商品によってまちまちですが、吐く・意識を失う・暴れるなど、様々な健康被害が報告されています。

一時的に良い気分になるといわれていますが、その作用が切れた時に禁断症状として出る絶望感や不安感、恐怖感が非常に強く、その状態から逃げるために再度危険ドラッグを使用してしまうという「依存」状態になってしまいます。こうなると自分の意志では、使用を止められなくなります。繰り返し使用するうちにだんだん量が増えていき、死に至ってしまうこともある危険な薬物です（一度の使用で死亡することもあります）。



今年、茨城県でも危険ドラッグを規制する「**茨城県薬物の濫用の防止に関する条例**」が公布・施行されました。この条例は薬物の濫用から県民の命と暮らしを守ることを目的としていて、危険ドラッグの製造・販売・所持・使用を規制するもので、違反すると重い罰則が適用されます。

皆さんも危険ドラッグに近づかないよう、誘われても手を出したりしないよう注意してください。

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例

<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yakumu/mayaku/yakumu/mayaku/mayaku.html>